

八幡平市冬季特別対策助成の実施について

【発表の要旨】

市県民税が非課税の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯と生活保護世帯に対し、冬期間の生活を支える経費の一部として1世帯当たり5,000円を助成します。

1 対象世帯

令和3年12月1日現在で当市に住民登録されており、令和3年度の市県民税が非課税の次の世帯と生活保護受給世帯が対象です。

- (1) 高齢者世帯 65歳以上の者で構成される世帯（令和4年3月31日までに満65歳に達する者を含む）
- (2) 障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者のいる世帯、障害基礎年金、特別児童扶養手当受給者のいる世帯、要介護認定4、要介護認定5、特定疾患医療を受けている者のいる世帯
- (3) ひとり親世帯 児童扶養手当法に規定する児童が扶養されている母子世帯、父子世帯又は養育世帯

2 申請及び助成の方法

- (1) 申請方法 想定される世帯にはあらかじめ申請書を郵送しており、申請書を返送又は持参により申請。
- (2) 助成方法 原則として、申請者本人名義の銀行口座への振込みによります。

3 申請期限

令和4年2月28日（月）まで

【担当】

地域福祉課福祉総務係
課長補佐兼係長 本堂 清寿
電話0195-74-2111（内線1113）